

介護サービス事業者（認定申請代行業者）各位

日頃から介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、要介護認定・要支援認定等申請に係るお願いについて、以下のとおり改めてご連絡をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

1 要介護認定・要支援認定申請書（新規・更新・変更）記入時の注意事項について

認定申請書について、フリクションボールペンで記入されるケースが見られます。この場合、申請書を受け付けることができません。事業所のみなさまはご存じのことと思いますが、市民の方に記入いただく際もご注意いただくと大変助かります。

2 認定審査資料情報提供の申請について

（1）事前依頼の FAX について

事前依頼いただいた認定審査資料について、事前依頼から1か月を超過しても申請されず受け取りに来られないケースが月20件以上あり、資料を廃棄している状況です。よって、事前依頼の FAX をお送りいただく際は、申請の必要性についてよくご検討いただいた上で申請をいただくようお願いいたします。

なお、事前依頼の FAX をお送りいただいた後、認定審査資料情報提供が不要となった場合は、お手数ですが介護保険課認定事務係（34-6911）までその旨ご連絡くださいますようお願いいたします。

（2）受領後の審査資料の取り扱いについて

市役所が交付した審査資料（写し）について、受領された事業所から別の事業所へ引き渡すことは可能か、とのご質問をいただくことがあります。ご存じのことと思いますが、「介護保険認定審査情報提供申請書」裏面の遵守事項に記載がありますように、**受け取られた資料は第三者へ譲渡することはできないもの**となっております。取り扱いには十分にご注意いただき申請された事業所にて保管いただきますようお願いいたします。

3 要介護認定事務の専用ダイヤルについて（再掲）

現在、要介護認定事務の一部委託を行っており、下表の業務については、委託業者（株）日本ビジネスデータプロセッシングセンター）が業務を行っております。

つきましては、認定申請等（認定申請進捗状況や結果の問い合わせ含む）に関する問い合わせをする際は、**専用ダイヤル（34-6911）**までお願いいたします。

認定申請受付	申請取下げ	主治医意見書依頼・受理・督促・依頼先調整
認定審査会資料作成 ・資料発送	認定結果通知発送	更新勸奨通知発送
認定保有者の転入・転出	認定審査資料情報提供	サービス計画作成依頼届出書 (居宅・予防届出書)
基本チェックリスト申請受付	障がい者控除 おむつの使用証明書	委託業務内容に係る 問合せの対応

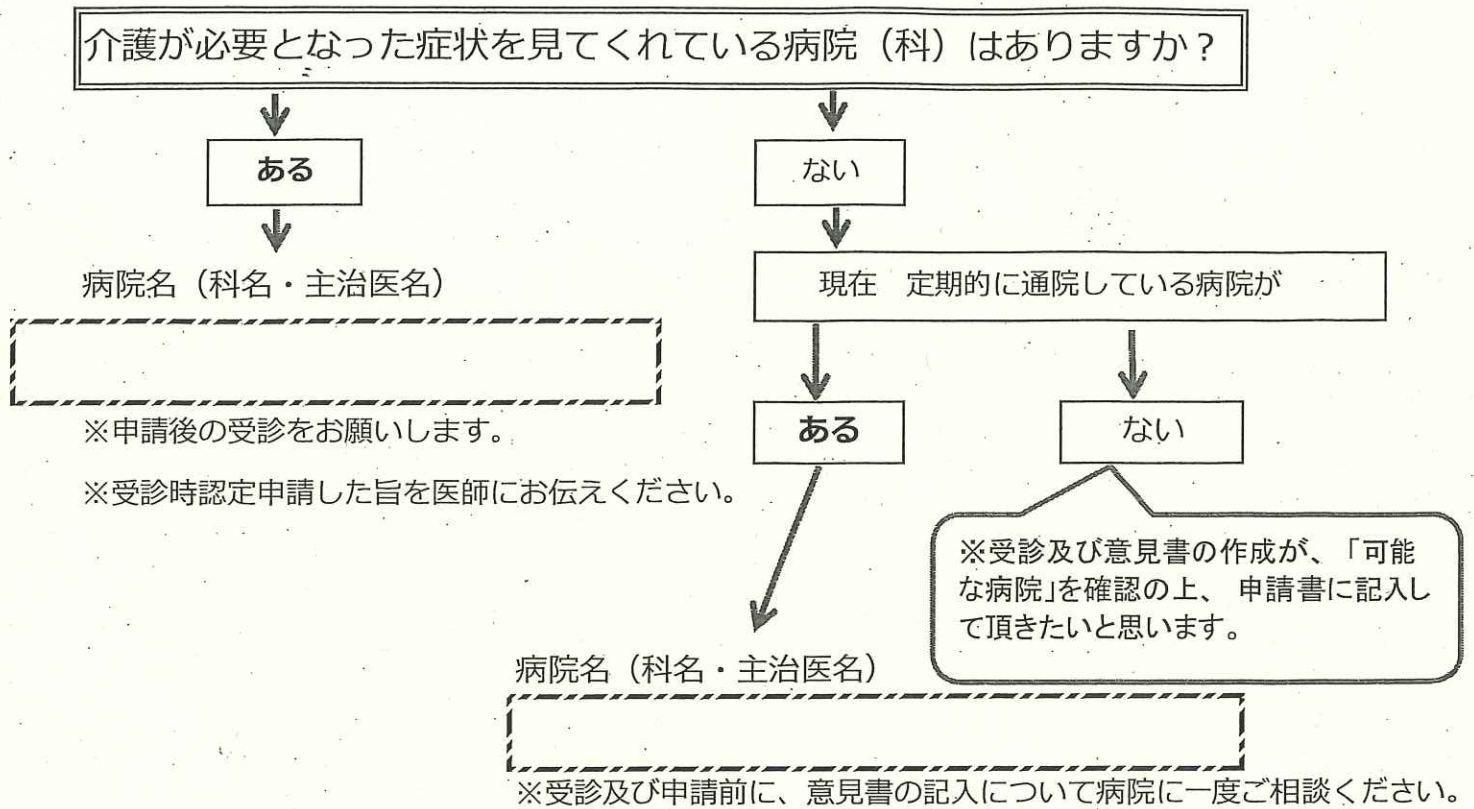
4 主治医意見書依頼先の選定について

認定申請時の主治医意見書について、申請書に記入された主治医に意見書を記入していただかず、再度代行申請をしていただいた事業所の皆様に調整をしていただくことがあります。調整に係る時間等を少なくするために別添のフローチャートを作成しました。申請書に主治医を記入される際にはご家族等とご確認いただき、適切な主治医(申請のきっかけとなった疾患等を診ていただいている主治医など)の記入のご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

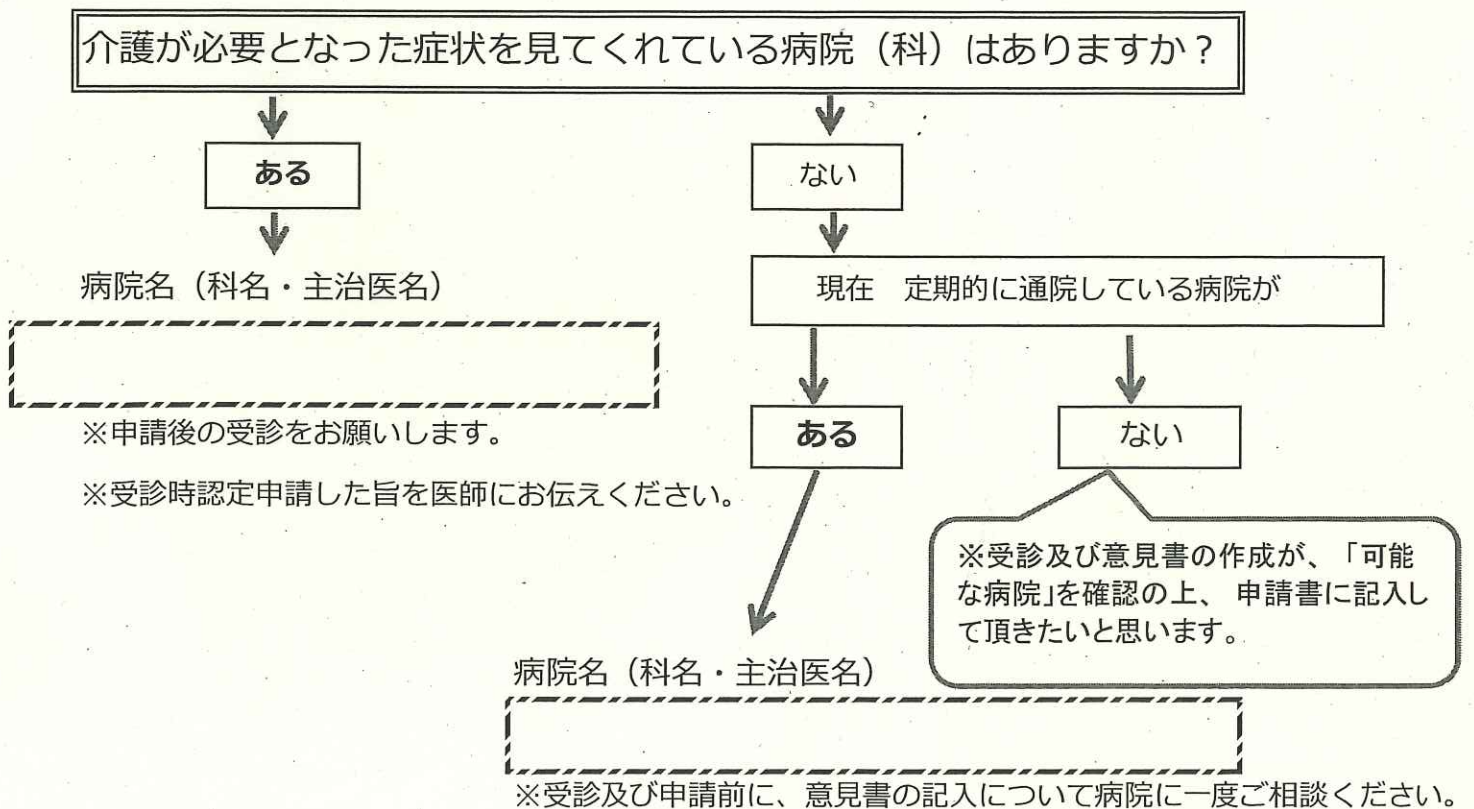
豊田市役所 福祉部 介護保険課
認定担当 香村、野々上、鈴木（美）
電話（0565）34-6961（直通）
FAX（0565）34-6034

主治医意見書 依頼病院（医師）は 誰ですか？



《 介護保険課 意見書担当 34-6911 》

主治医意見書 依頼病院（医師）は 誰ですか？



《 介護保険課 意見書担当 34-6911 》